

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第5回国際協力機構債券	債券の総額	金20,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金20,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成22年9月8日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年1.918%	払込期日	平成22年9月15日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成42年9月13日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成22年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か半分を支払う。</p> <p>2. 払込期日の翌日から平成22年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第2項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成42年9月13日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	
取得格付	取得格付：	AAA	
	格付機関：	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日：	平成22年9月8日	
	取得格付：	AA	
	格付機関：	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス	
	取得月日：	平成22年9月8日	

摘

要

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

2. 募集の受託会社

- (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三井住友銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成22年9月8日付第5回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 本債券の償還期日前に当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。
- (4) 当機構に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、当機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③ 当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

<p>摘 要</p>	<p>7. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び会議の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社債等振替法第86条に定める書面を添えて、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>9. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社の本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>10. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>11. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	--

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	10,000 百万円	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	10,000	
	計	—	20,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	90 百万円	19,910 百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 19,910 百万円は、平成 22 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

債券内容説明書（案）

平成 22 年 9 月 1 日現在

第 5 回国際協力機構債券

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」といいます。）において記載する「第5回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券及び本説明書に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構及び平成20年10月1日に廃止される以前の旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。

また、旧JBICの財務諸表を記載しておりますが、これは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法（以下「旧JBIC法」といいます。）第40条第1項の規定に基づき、旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）が定めた「特殊法人等会計処理基準」に依拠して半期及び事業年度ごとに作成しています。また、上記財務諸表に加え、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」に準拠して作成し、金融商品取引法第193条の2第1項所定の監査証明に準ずる監査法人による監査証明を受けた財務諸表を、本説明書において併記しています。

本説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
資金・管理部 市場資金課
電話番号 東京 03 (5226) 9279

目 次

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1. 新規発行債券.....	2
2. 債券の引受け及び債券に関する事務.....	5
3. 新規発行による手取金の使途.....	5
第二部 発行者情報	6
第1 発行者の概況	7
1. 主要な経営指標等の推移.....	7
2. 沿革.....	9
3. 事業の内容.....	10
3-1. 当機構の概要.....	10
3-2. 当機構の業務内容.....	15
3-3. 当機構の財務.....	24
4. 関係会社の状況.....	30
4-1. 関連会社、関連公益法人等について.....	30
4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について.....	30
5. 職員の状況.....	32
第2 事業の状況	33
1. 平成21年度の事業概要.....	33
2. 対処すべき課題.....	36
3. 事業等のリスク.....	43
4. 財政状態及び経営成績の分析.....	47
4-1. 平成21年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	47
4-2. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度法定財務諸表（概要）.....	53
4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度民間財務諸表（概要）.....	57
4-4. 財政投融资事業に関する政策コスト分析について.....	63
5. 経営上の重要な契約等.....	64
第3 設備の状況	65
1. 設備投資等の概要.....	65
2. 主要な設備の状況（平成21年度末）.....	65
3. 設備の新設、除却等の計画.....	65
第4 発行者の状況	66
1. 資本金残高の推移.....	66
2. 役員の状況（平成22年9月1日現在）.....	67
3. コーポレート・ガバナンスの状況.....	69

第5 経理の状況	71
1. 当機構の財務諸表.....	71
1-1. 平成21事業年度財務諸表.....	72
〔独立監査人の監査報告書〕	72
〔監事意見書〕	75
〔財務諸表〕	78
〔事業報告書〕	194
〔決算報告書〕	223
1-2. 平成20事業年度財務諸表.....	228
〔独立監査人の監査報告書〕	228
〔監事意見書〕	231
〔財務諸表〕	234
〔事業報告書〕	334
〔決算報告書〕	362
2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）	367
2-1. 平成20年度財務諸表.....	368
〔財務諸表〕	368
2-2. 参考情報.....	382
附属明細書（平成20年度）	382
3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）	398
3-1. 総括（平成20年度及び平成19年度）	399
〔独立監査人の監査報告書〕	399
〔財務諸表等〕	400
3-2. 国際金融等勘定（平成20年度及び平成19年度）	426
〔独立監査人の監査報告書〕	426
〔財務諸表等〕	427
3-3. 海外経済協力勘定（平成20年度及び平成19年度）	453
〔独立監査人の監査報告書〕	453
〔財務諸表等〕	454
第6 発行者の参考情報	473
1. 発行者の参考情報.....	473
2. 独立行政法人国際協力機構中期目標.....	474
3. 独立行政法人国際協力機構中期計画.....	482

注1：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、平成21年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）末現在のものです。

注2：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構及び旧JBICの財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書25ページをご参照ください。

注3：基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

注4：本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構又は旧JBICが融資・出資等について決定することを指しています。

注5：本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、下表のとおりとなっています。

注6：本説明書内で用いている△はマイナスを表します。

注7：本説明書内で「当機構」乃至「JICA」は国際協力機構を指しますが、特に平成20年10月以降の当機構を「新JICA」と表記する場合があります。

地 域 名	当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、北朝鮮、大韓民国、台湾、中華人民共和国、日本、香港、マカオ、モンゴル、アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン
大 洋 州	オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フレンチポリネシア、米領太平洋諸島、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北 米 ・ 中 南 米	アンティグア・バーブーダ、英領バージン諸島、英領モンセラット、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、仏領ギアナ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、アメリカ合衆国、カナダ
中 東	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
ア フ リ カ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト

欧 州	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ルーマニア、ロシア
--------	--

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第5回国際協力機構債券	債券の総額	金●百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金●百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成●年●月●日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年●%	払込期日	平成●年●月●日
利払日	毎年●月●日 及び●月●日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成●年●月●日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成●年●月●日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年●月●日及び●月●日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>2. 払込期日の翌日から平成●年●月●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第2項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	
取得格付	取得予定格付：	AAA	
	格付機関：	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日：	平成●年●月●日	
取得格付	取得予定格付：	AA	
	格付機関：	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス	
	取得月日：	平成●年●月●日	

<p>摘 要</p>	<p>1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2. 募集の受託会社 (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成●年●月●日付第5回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>3. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 本債券の償還期日前に当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。 (4) 当機構に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、当機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。</p>
------------	---

<p>摘 要</p>	<p>7. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び会議の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社債等振替法第86条に定める書面を添えて、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>9. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>10. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>11. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	--

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 百万円	引受けの条件
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	未定	未定
	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
	計	—	●	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
●●●●●百万円	●●●●●百万円	●●●●●百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額●●●百万円は、平成22年度中に、全額をJICA法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

第二部 発 行 者 情 報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構は、平成20年10月1日に旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継致しました。

当機構の平成17年度から平成21年度までの経営成績は、以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

（単位：百万円）

決算年月	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (注1)	平成21年度
経常収益	167,730	168,103	153,146	285,126	487,108
経常費用	166,834	162,212	157,900	191,784	296,712
経常利益又は経常損失(△) ※1	896	5,891	△4,754	93,342	190,396
臨時利益	1	1	7	33	25
臨時損失	41	99	16	67	640
当期総利益(注2)	855	5,793	39	93,334	189,971
資本金 ※2	88,508	88,508	83,333	7,474,189	7,601,489
純資産額 ※3	83,894	87,071	74,467	8,053,953	8,369,117
総資産額	113,543	112,648	106,753	11,177,362	11,311,885
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,224	2,156	1,316	△32,408	△127,763
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,780	△3,503	2,306	△75	22,037
財務活動によるキャッシュ・フロー	△169	△252	△5,458	83,033	127,054
資金期末残高	6,862	5,192	3,162	57,671	78,635

(注1) 平成20年10月に国際協力機構（JICA）と国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務部門が統合致しました。これにより定められた有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(注2) 前中期目標期間繰越積立金取崩額として、平成20年度は25百万円、平成21年度は190百万円を計上後の金額であります。

（指標等の説明）

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

参考として、平成20年10月1日付で当機構が承継した旧JBIC海外経済協力勘定の平成17年度から平成20年度の主要な経営指標等を以下に記載します。

海外経済協力勘定(旧JBIC)

(単位：百万円)

決算年月	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (注2)
経常収益	687,991	680,017	676,528	517,459
当年度利益金	54,738	139,402	182,333	9,806
資本金	7,065,644	7,231,508	7,390,572	7,456,772
純資産合計(注1)	7,231,707	7,536,973	7,878,370	7,954,376
借入金残高	4,020,220	3,714,803	3,306,704	3,114,262
債券残高	10,000	-	-	-
総資産額	11,278,906	11,265,523	11,198,988	11,082,052
貸付金残高	11,428,913	11,378,616	11,387,131	11,268,382
出資金	152,798	139,940	134,602	134,843
純資産合計/総資産額(%) (注1)	64.12%	66.90%	70.35%	71.78%
当年度利益金/純資産合計(%) (注1)	0.76%	1.85%	2.31%	0.12%

(注1)「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(注2)平成20年度は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月となっております。

2. 沿革

年 月	独立行政法人国際協力機構	旧国際協力銀行 海外経済協力業務
昭和 29 年 10 月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
昭和 36 年 3 月		海外経済協力基金（OECF）設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立）
昭和 37 年 6 月	海外技術協力事業団（OTCA）設立	
昭和 38 年 7 月	海外移住事業団（JEMIS）設立	
昭和 40 年 4 月	日本青年海外協力隊（JOCV）：現青年海外協力隊発足	
昭和 41 年 3 月		OECF 初の円借款供与（対韓国）
昭和 49 年 8 月	国際協力事業団（JICA）設立	
昭和 62 年 9 月	国際緊急援助隊発足	
平成 11 年 10 月		日本輸出入銀行とOECFの統合により、国際協力銀行（JBIC）設立
平成 15 年 10 月	独立行政法人国際協力機構（JICA）発足	
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布	
平成 19 年 5 月		円借款供与国数が 100 カ国到達
平成 19 年 6 月	青年海外協力隊、派遣隊員が 3 万人突破	
平成 20 年 10 月	10 月 1 日付でそれまでの技術協力に加え、旧国際協力銀行の海外経済協力業務（現在の有償資金協力）と、外務省の無償資金協力を承継、新 JICA 発足。（旧国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継。）	

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、平成 18 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき平成 18 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、平成 20 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

【参考】新 JICA 発足までの経緯

平成 18 年 5 月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（「行政改革推進法」）成立
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」成立
平成 20 年 10 月 1 日	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」施行 同日付で旧 JBIC の海外経済協力業務（当機構における有償資金協力業務） 及び外務省より無償資金協力業務の一部を承継

当機構の目的としては、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

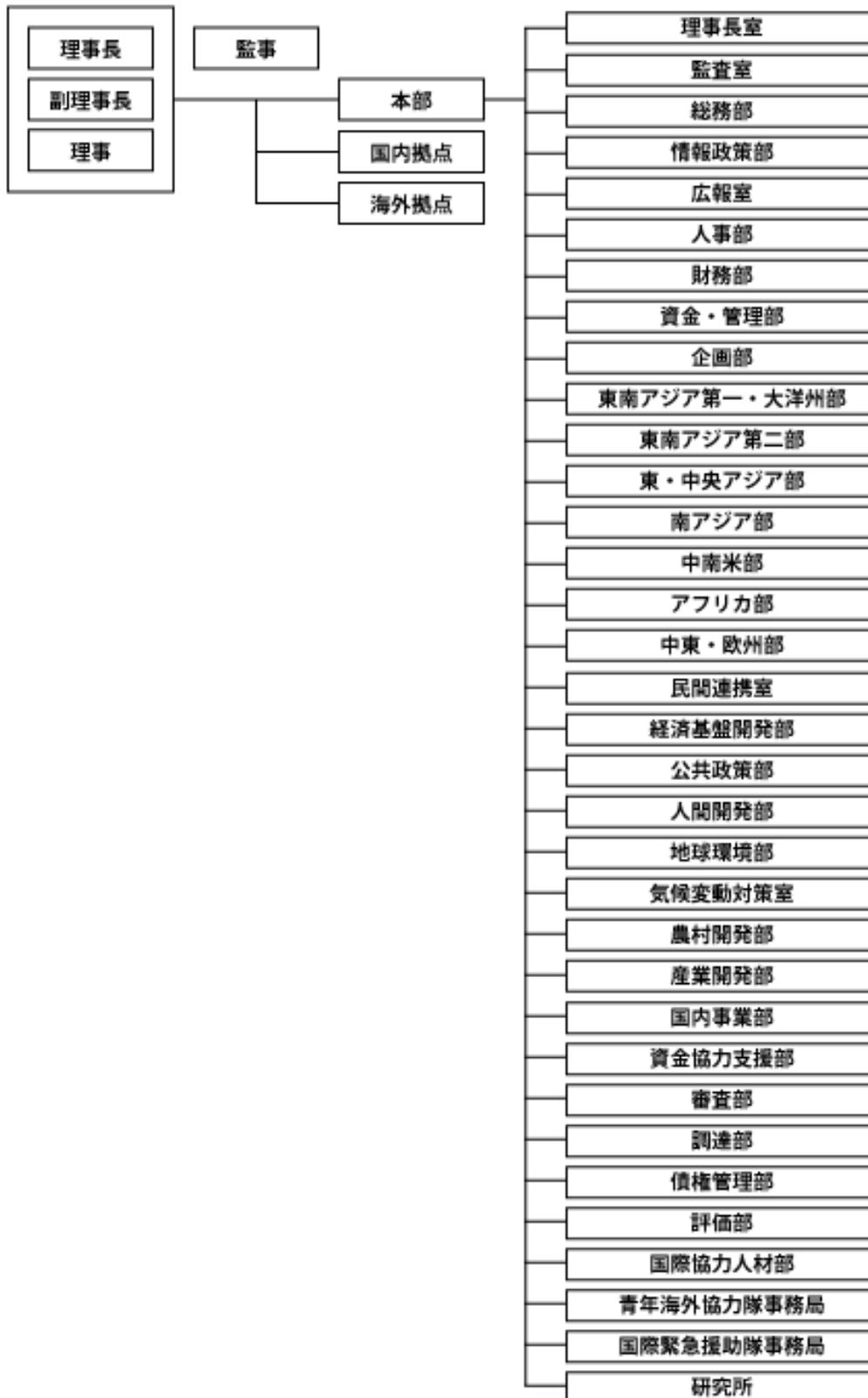
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

平成 22 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 7,601,489 百万円です。

(3) 組織図（平成 22 年 8 月末現在）



(4) 日本政府との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

- (ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、外務大臣
- (イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣
- (ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可等を行います。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 3 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 4 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められております（通則法第 29 条）。当機構は指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。また、主務大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、当機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又は当機構の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が平成 15 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、平成 15 年度より主務大臣から検査権限の一部を委任されて、旧 JBIC に対し金融庁の検査が実施されており、当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

- (ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）
- (イ) 有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA 一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によることとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入金をすることができます（通則法第 45 条）。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券を発行することができます（JICA 法第 32 条）。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約をすることができます（JICA 法第 34 条）。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり（JICA 法第 33 条）、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています。また、当機構は毎事業年度の債券発行にかかる基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（JICA 法第 32 条第 3 項）。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、半期の財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

(5) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができますとされています。

(6) 開発途上国政府、国際機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフの研修招聘を通じた人的パイプの構築を行っており、また、海外の援助機関とも共同して援助方針の調整等を行い、開発途上国の開発計画づくりに協力しています。他ドナーとの関係も、国連機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）など）、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）など）、及び、二国間援助機関（米国国際開発庁（USAID）、英国国際開発省（DFID）、ドイツ

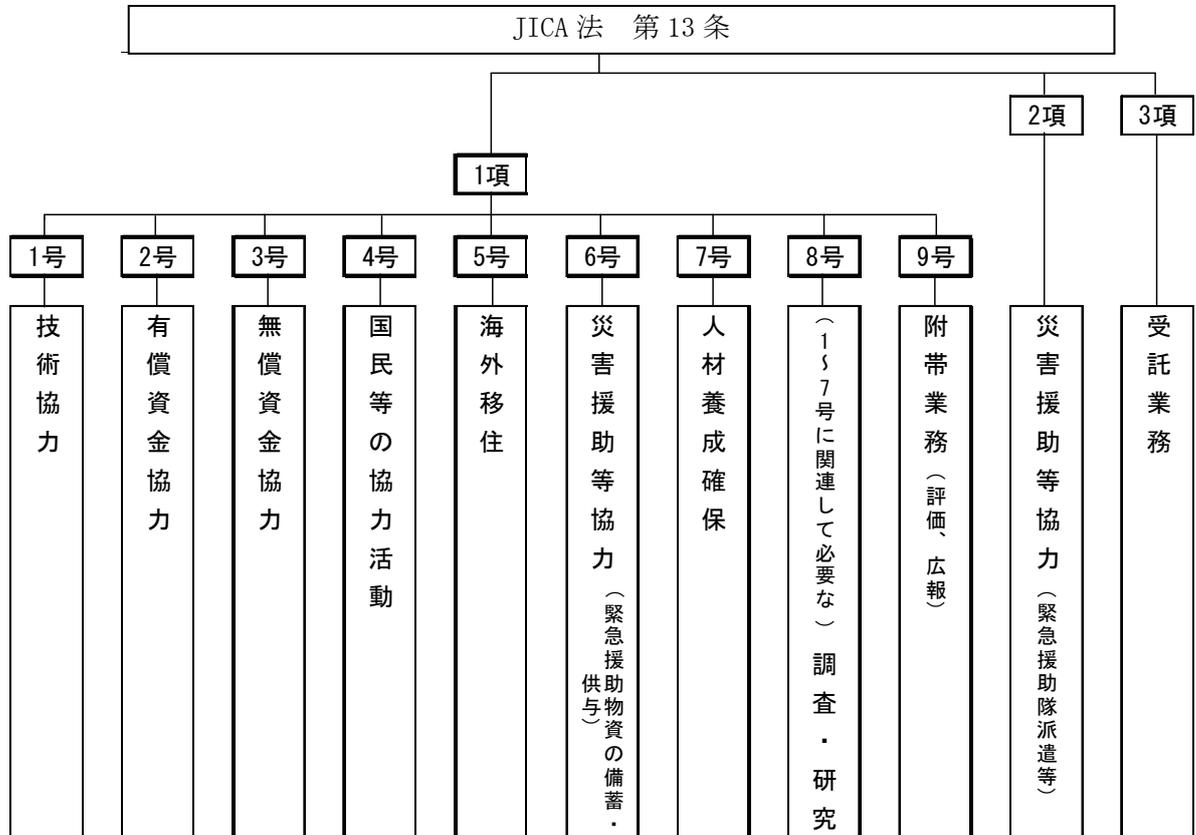
復興金融公庫（KfW）など）との間で、トップマネジメント・レベル及びスタッフ・レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換やスタッフ相互派遣を行っています。こうした開発途上国政府やドナー間の協力関係の構築は、より効果的な開発援助の推進を可能にする点に意義があります。例えば、他ドナーとの協調融資や、相手国政府・ドナー間での調達・財務管理手続きの調和化などの取り組みは、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、開発効果をより早く発現させることに繋がっています。

当機構は NGO、地方自治体との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。また、途上国開発における民間部門のプレゼンスの増大と、CSR 活動等の民間企業の活動の変化に伴い、民間部門との連携を強化しております。平成 20 年 10 月の新 JICA 発足を機に民間連携室を設置し、民間連携に関する基本方針を策定・公表しました。ここでは、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、途上国・民間企業・ODA が Win-Win-Win の関係となることを目指すことを、当機構の民間連携の基本方針としています。そして、周辺環境整備（企業活動に関連する周辺的なニーズへの対応（インフラ整備のみならず、政策・法整備や人材育成を含む）、PPP インフラ支援、その他 CSR 活動や BOP ビジネスとの連携等、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、平成20年10月1日付で旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA法第13条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥の通りです。



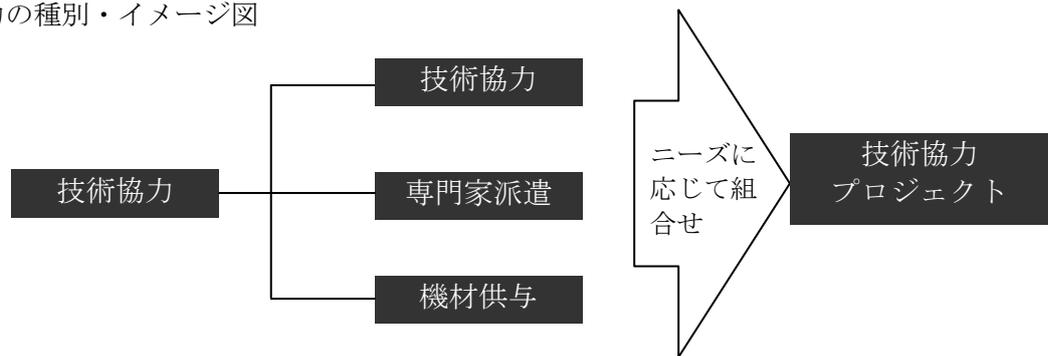
① 技術協力 (JICA法第13条1項1号)

技術協力は、農業や社会基盤の整備、感染症対策に対する支援、市場経済化や法整備に対する支援、平和構築・復興支援等、それぞれの開発途上国のニーズに応じて、専門家派遣、機材供与、開発途上国人材の日本での研修等を行うことにより、開発途上国の経済・社会の発展に必要な人材育成、研究開発、技術普及、制度構築を支援するものです。

- ・ 専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者と共に、実情に即した技術・制度の開発や普及を実施。
- ・ 研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な知識・技術に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。
- ・ 機材供与：専門家が効果的な協力を実施するに当り必要な機材を供与。
- ・ 技術協力プロジェクト：プロジェクト目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入要素から最適なものを柔軟に組み合わせて実施。又、開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定等を支援。その過程において、相手国のカウンターパートに対し、調査・分析方法や計画の策定手法等の技術移転を実施。

協力分野は、保健・医療等の基礎生活分野から産業化に必要な技術分野にまで多岐にわたり、その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更に人々に広く伝播することにより、国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人と人との接触を通じて実現”され、人の往来が基本となる援助形態であるため、両国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力（JICA 法第 13 条 1 項 2 号）

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（譲許的な条件）で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、わが国の場合、主に「円借款」と呼ばれる政府直接借款です。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会基盤の整備が不十分です。また近年、貧困層の拡大に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題が顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難であり、円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援しています。

また、開発途上国の経済成長や貧困削減のためにはその国自らのオーナーシップが必要不可欠です。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

国際社会では、前述したような開発途上国の問題に対処するため、「ミレニアム開発目標（MDGs）」（※）を共通のゴールとし、各国がさまざまな施策を打ち出しています。また、2003年8月に閣議決定された日本政府の「政府開発援助（ODA）大綱」においても、ミレニアム開発目標を視野に入れた貧困削減や平和構築等を重点課題として挙げています。円借款はODA大綱を踏まえ、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」に貢献する分野への支援を積極的に行っています。円借款による支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 103 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクトタイプ

- ・ プロジェクト借款：道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等）を本体業務に先行して融資するものです。ただし、プロジェクト借款同様にフィージビリティ調査（F/S）等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・ 開発金融借款（ツーステップ・ローン）：借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金がわたるまでに段階が2つ以上あるので、ツー・ステップ・ローン（Two Step Loan :TSL）とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与す

- ることが可能となるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。
- ・ セクターローン: 複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティングサービスの費用を融資し、あわせて当該セクターの政策、制度改善を図るものです。
- 2) ノン・プロジェクトタイプ
- ・ 商品借款: 外貨事情が悪化し、経済的困難に直面している開発途上国を対象に、緊急に必要な物資の輸入決済資金を供与するもので、借入国の経済安定化を目的とします。借款資金は通常、両政府間であらかじめ合意される商品（工業資本財、工業用原材料、肥料、農機具、各種機械等）の輸入のために使われます。
 - ・ 開発政策借款: 政策改善と制度全般の改革を行おうとしている開発途上国を支援するための借款です。従来の構造調整借款とは異なり、より長いタイムスパンでの国家戦略、または貧困削減戦略実施等を支援するものであり、その方向性に沿った改革項目が当該国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約が締結、資金が供与され、当該国予算に組み込まれるタイプのもの（バックワード・ルッキング型という）が、近年主体となっています。加えて達成の確認の際には、将来の改革項目についても協議され、長期的な枠組みのもと、改革を支援するものです。この借款の場合、世界銀行等国際開発金融機関との協調融資の形をとることが多くあります。
 - ・ セクター・プログラム・ローン: 商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するため、輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金（見返り資金）をあらかじめ合意されたセクターの開発投資に振り向けるものです。

(※) 「ミレニアム開発目標 (MDGs)」: 2000年9月の国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と1990年代に採択されたさまざまな国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。貧困撲滅、普遍的初等教育の達成、環境の持続可能性の確保等8分野について2015年までに達成すべき目標を掲げています。

円借款供与条件表

(気候変動対策円借款以外・平成22年4月1日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI (平成20年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件	
L D C	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド	
		一般条件	基準	0.70	30	10	アンタイド	
			オプション1	0.65	25	7		
			オプション2	0.60	20	6		
	優先条件	基準	0.55	40	10	アンタイド		
		オプション1	0.45	30	10			
		オプション2	0.40	20	6			
	貧 困 国	US\$ 975以下	一般条件	基準	1.20	30	10	アンタイド
				オプション1	0.90	25	7	
				オプション2	0.75	20	6	
オプション3				0.65	15	5		
優先条件			基準	0.55	40	10	アンタイド	
			オプション1	0.45	30	10		
			オプション2	0.40	20	6		
			オプション3	0.30	15	5		
STEP			基準	0.20	40	10	タ イ ド	
			オプション	0.10	30	10		
低所得国	US\$ 976以上 US\$1,855以下	一般条件	基準	1.40	30	10	アンタイド	
			オプション1	0.80	20	6		
			オプション2	0.70	15	5		
		優先条件	基準	0.65	40	10	アンタイド	
			オプション1	0.55	30	10		
			オプション2	0.50	20	6		
			オプション3	0.40	15	5		
		STEP	基準	0.20	40	10	タ イ ド	
			オプション	0.10	30	10		
		中所得国	US\$1,856以上 US\$3,855以下	一般条件	基準	1.40	25	7
オプション1	0.95				20	6		
オプション2	0.80				15	5		
優先条件	基準			0.65	40	10	アンタイド	
	オプション1			0.55	30	10		
	オプション2			0.50	20	6		
	オプション3			0.40	15	5		
STEP	基準			0.20	40	10	タ イ ド	
	オプション			0.10	30	10		
中進国	US\$3,856以上 US\$6,725以下			一般条件	基準	1.70	25	7
		オプション1	1.60		20	6		
		オプション2	1.50		15	5		
		優先条件	基準	1.20	25	7	アンタイド	
			オプション1	1.00	20	6		
			オプション2	0.60	15	5		
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。						
プログラム借款オプション		協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。また、IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更する。						

- ・STEP(本邦技術活用条件)は、OECDルール上タイド援助供与可能な条件とし、毎年1月15日に見直しを行う。
- ・オプション金利は、GL値が基準金利のGL値を上回らない金利とする。
- ・EPSAソブリン向け融資の場合には、国別カテゴリーに応じ、優先条件が適用される。(※LDCかつ貧困国については、無利子近似が適用される。)
- ・EPSAノンソブリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンの供与条件は、0.55%、40年(10年)が適用される。
- ・所得段階に関わらず、災害復旧に対する融資の供与条件は、0.01%、40年(10年)が適用される。
- ・緊急財政支援円借款の供与条件は、変動金利(PLIBOR(6ヶ月))、15年(3年)が適用される。

気候変動対策円借款供与条件表(平成 22 年 4 月 1 日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI (平成20年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件
L D C	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド
		アンタイド	基準	0.20	40	10	アンタイド
			オプション1	0.15	30	10	アンタイド
			オプション2	0.10	20	6	アンタイド
貧 困 国	US\$ 975以下	アンタイド	基準	0.25	40	10	アンタイド
			オプション1	0.20	30	10	アンタイド
			オプション2	0.15	20	6	アンタイド
			オプション3	0.10	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タ イ ド
低所得国	US\$ 976以上 US\$1,855以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タ イ ド
中所得国	US\$1,856以上 US\$3,855以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タ イ ド
中進国	US\$3,856以上 US\$6,725以下	アンタイド	基準	0.60	40	10	アンタイド
			オプション1	0.50	30	10	アンタイド
			オプション2	0.40	20	6	アンタイド
			オプション3	0.30	15	5	アンタイド
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。					

③ 無償資金協力 (JICA 法第 13 条 1 項 3 号)

無償資金協力とは、被援助国に対し返済の義務を課さない資金協力のことで、医療や給水、農村開発、運輸交通などの基礎的な分野において、病院、学校、道路等の建設を行う「施設の建設」や、医療機材や教育訓練機材等の調達を行う「資機材の調達」など、主にハード面での協力を行うものです。開発途上国の中でも、所得水準の低い諸国を中心に、当該国の将来にかかわる協力を幅広く行っています。

具体的な対象分野は、保健・医療、衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発、運輸交通、電力、情報通信等の「基礎生活分野」となりますが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等、多様化しています。

当機構は、外交政策遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除き、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査」から支払業務等の「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

当機構が主体となり実施する無償資金協力は、一般プロジェクト無償、人材育成研究支援無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、貧困削減戦略支援無償、環境・気候変動対策無償(※)、水産無償、一般文化無償、貧困農民支援、テロ対策等治安無償です。ノン・プロジェクト無償(含む平和構築無償(※))、草の根・人間の安全保障無償、日本 NGO 連携支援無償、草の根文化無償、緊急無償、食料援助は外務省が実施しています。

無償資金協力のうち当機構が実施主体となっている業務は、平成 22 年度の当初予算では約 63%を占めています。

(※)外務省が自ら実施するものと当機構が主体となり実施するものがある。

④ ボランティア派遣 (JICA 法第 13 条 1 項 4 号の一部)

ボランティア事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、(1) 開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、(2) 友好親善・相互理解の深化、(3) ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は 45 年という長い歴史を持ち、これまでにのべ 3 万 4000 人を超える方々が参加しています。

(i) 青年海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を促進するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活と労働をともにすることによる協力活動を行います。協力分野は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画・行政の 8 分野、約 120 職種と多岐にわたります。

(ii) シニア海外ボランティア

シニア海外ボランティア事業は、開発途上国への支援活動に興味をもつ中高年層の方々を対象としています。幅広い技術や豊かな職業経験をもつ 40 歳から 69 歳までの人材を募り、開発途上国からの要請に応じて派遣するもので、青年海外協力隊のシニア版といえる事業です。協力分野は青年海外協力隊と同様多岐にわたります。

(iii) 日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア

日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアは、中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献する事業です。

⑤ 国際緊急援助 (JICA 法第 13 条 1 項 6 号及び 2 項)

世界では、大規模な災害が頻繁に発生し、多くの人命や財産が失われています。特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が弱い弱であるため、災害が発生した際に十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

昭和 54 年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、昭和 62 年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(通称 JDR 法) が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、JICA が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこの JDR 法の制定に併せ、JICA は世界 4 ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに平成 4 年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(通称 PKO 協力法) との関係も整理され、紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害(自然災害、ビル倒壊などの人為的災害)は JDR 法で対処することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。

(i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、JICA 職員等から構成され、政府の派遣決定から 24 時間以内に日本を出発することを目標としています。

(ii) 医療チーム

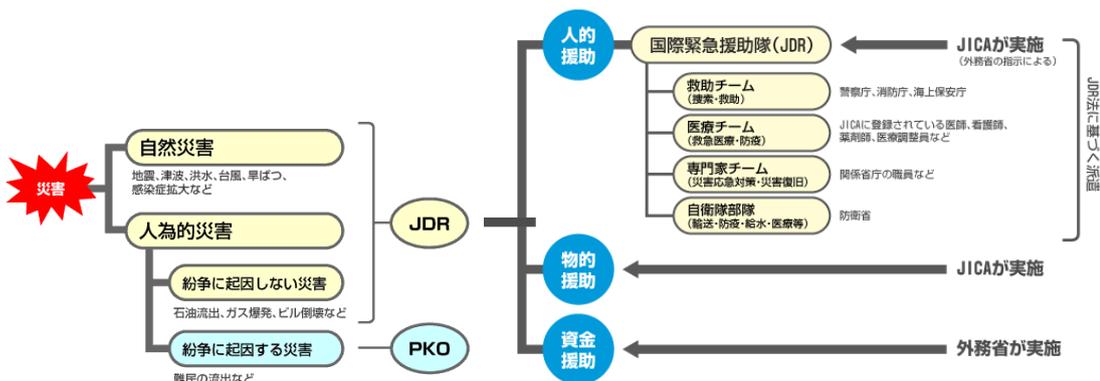
医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から 48 時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

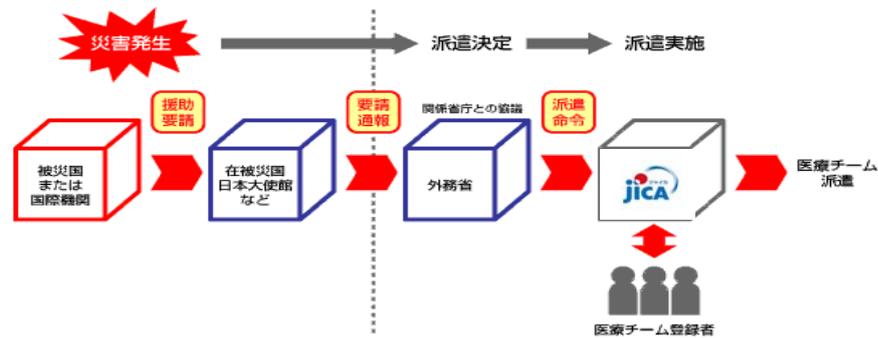
専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動(医療・防疫、給水)や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。



派遣のプロセス：医療チームの場合



⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条 1 項 8 号）

平成 20 年 10 月の新 JICA の発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

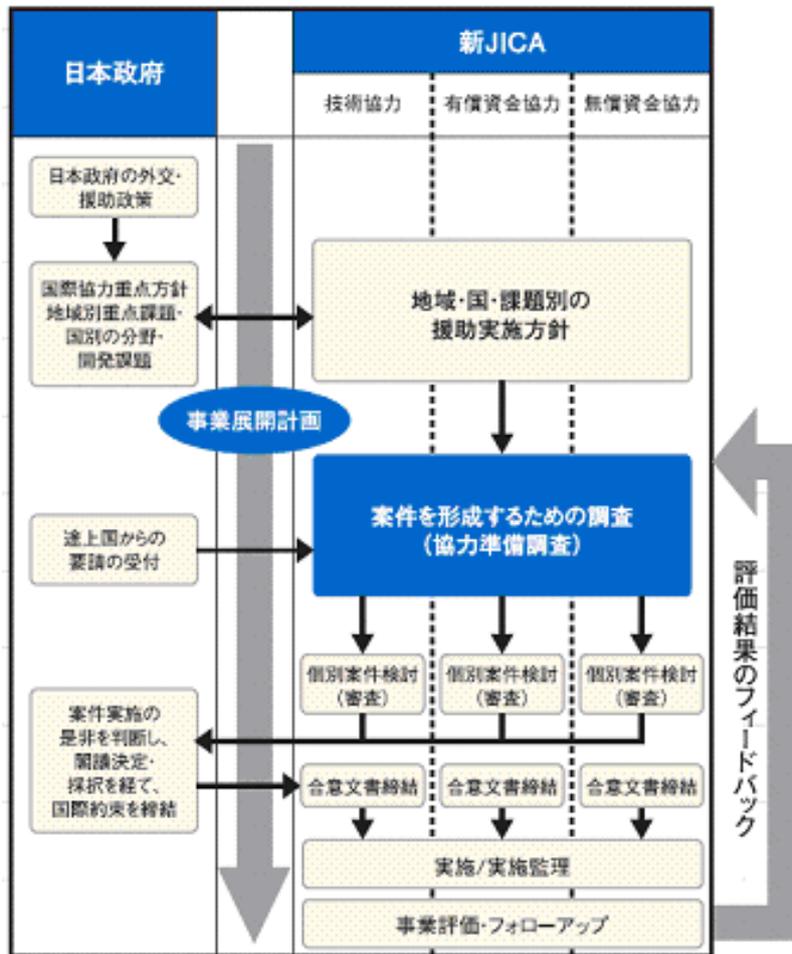
JICA 研究所の重点研究領域は「平和と開発」「成長と貧困削減」「環境と開発／気候変動」「援助戦略」の四つです。

(2) 業務フロー

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 戦略・政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれないう広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

特に、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入したことにより、案件形成から事業実施までを迅速化することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

JICAの業務の流れ



3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、
(7)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（「一般勘定」）、
(イ)有償資金協力業務に係る勘定（「有償資金協力勘定」）
に区分して経理を行っております。

② 会計処理基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、平成 20 年 10 月 1 日付で当機構が承継した旧 JBIC における海外経済協力勘定（有償資金協力勘定）の会計処理については、旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）報告）に基づいて行っています。また、旧 JBIC は平成 12 年度以降（平成 13 年度上期を除く）、民間金融機関の会計基準に準じた財務諸表を作成し監査法人の監査を受けておりました。旧 JBIC の民間財務諸表及び監査法人の監査報告書は本説明書 398 ページから 472 ページに添付しています。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、当機構は JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(参 考)

(i) JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)、旧 JBIC 民間財務諸表の会計基準、旧 JBIC 法定財務諸表の会計基準の主な相違

	JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 民間財務諸表 (民間会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 法定財務諸表 (特殊法人等会計処理基準)
利益処分	・国際協力機構法にて、有償資金協力勘定は利益金の全てを準備金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。
貸倒引当金及び投資損失引当金	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・出資金についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・有価証券についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・財務省告示に規定された上限内にて引当を計上。 (経協勘定) ・円借款は、期末貸付残高の0.1/1000を計上。 ・また、HIPC 対象国のうち平成15年3月末時点でDP未到達国向け債権につき、全額計上。 ・海外投融資は貸付については期末貸付残高の30/1000を計上。うち出資金については、出資法人の未処理損失を、出資割合見合いで計上。
退職給付引当金及び賞与引当金	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・計上せず。
出資	・「関係会社株式」、「投資有価証券」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・株式会社、投資事業有限責任組合等向け出資は「有価証券」(時価のない有価証券)、その他向け出資は「その他資産」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・出資金として計上。
キャッシュフロー計算書	・期中の資金の動きを、業務活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・期中の資金の動きを、営業活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・作成せず。

(ii) 旧 JBIC 民間財務諸表上と法定財務諸表上での総資産と純資産合計の差異

総資産と純資産合計の差異（海外経済協力勘定、平成 20 年 9 月末）

（単位：億円）

	民間①	法定②	①－②
総資産	109,764	110,821	△1,056
純資産合計	78,416	79,544	△1,127
うち資本金	74,568	74,568	-
うち利益剰余金（注 1）	3,849	4,976	△1,127
純資産合計／総資産	71.4%	71.8%	△0.3%

（注 1）法定財務諸表では積立金・当年度利益金の合計額です。

民間準拠財務諸表の利益剰余金は法定財務諸表の金額を下回っておりますが、これは、民間準拠財務諸表においては金融検査マニュアルに基づく資産自己査定を踏まえた貸倒引当金の計上／貸出金の償却を行っていることが主因です。また、平成 14 年 12 月 10 日付政府発表「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償資金協力で代えて、対象円借款債権の放棄を実施する方法に変更されることとなりました。平成 14 年度の民間準拠財務諸表にはこの変更に伴う対象債権の償却及び個別貸倒引当金の積み増しにより 8,164 億円（海外経済協力勘定分）の特別損失が計上されました。一方、法定財務諸表においては、貸倒引当金計上の根拠となる財務省告示が改正されたことに伴い平成 14 年度以降、所要の引当（特定海外債権引当勘定）を行いました。

④旧 JBIC からの資産及び負債の承継について

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。

JICA 法附則第 2 条第 7 項において、当機構が旧 JBIC の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第 3 項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとするものと規定されており、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期計画の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは JICA 法第 31 条第 3 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 5 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同法第 31 条第 8 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同法第 31 条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定の利益金の積立金(JICA 有償資金協力勘定における準備金に相当)繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利益金	54,738	139,402	182,333	9,806
(積立金積立額)	(注1) 54,738	(注1) 139,402	(注1) 182,333	(注2) 9,806
(国庫納付額)	-	-	-	-

(注 1) 平成 19 年度までの利益金は、旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

(注 2) 平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで)の利益金は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 100 号)附則第 2 条第 6 項及び同法附則第 11 条の規定による改正前の旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

JICA 有償資金協力勘定における準備金繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
利益金	(注1)92,982	188,666
(準備金積立額)	92,982	188,666
(国庫納付額)	-	-

(注 1) 有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(3) 資金調達の概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政投融资(財政融資資金借入金、政府保証債)、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政投融资

財政融資資金借入金

平成 22 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金用途
固定	15 年（据置 3 年後元金均等償還）	借入平均期間に応じた 国債流通利回りベース	有償資金 協力業務
固定	25 年（据置 5 年後元金均等償還、 借入上限 1,499 億円）		

政府保証債

平成 22 年度は政府保証債（950 億円限度）の発行を予定しています。政府保証債により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

(ii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定ではこれまで財投機関債による資金調達を行っておりませんが、当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計 1,000 億円発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

	発行日	発行額
第 1 回国際協力機構債券	平成 20 年 12 月 19 日	300 億円
第 2 回国際協力機構債券	平成 21 年 6 月 19 日	300 億円
第 3 回国際協力機構債券	平成 21 年 12 月 16 日	200 億円
第 4 回国際協力機構債券	平成 22 年 6 月 18 日	200 億円

(iii) 政府追加出資金

譲許的な条件で融資を行う有償資金協力業務の実施に必要な政府からの追加出資金を一般会計から受け入れており、旧 JBIC の前身であった海外経済協力基金（OECF）の設立後昭和 35 年度から昭和 37 年度、昭和 40 年度から平成 22 年度までの毎年度に追加出資受入実績があります。

(iv) 交付金

政府は予算の範囲内で、当機構に対して業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することが出来ます（本説明書 13 ページご参照）。資金調達と投融资との逆鞘による赤字を補填することを目的として、海外経済協力基金法に基づき、昭和 59 年度から平成 10 年度まで毎年交付実績があります。また、平成 15 年度以降平成 21 年度までは、「債務救済方式の見直し」の実施のため、財政基盤安定の観点より交付金が計上されました。

(v) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定（旧 JBIC 海外経済協力勘定含む）の過年度の実績及び平成 22 年度予算は以下のとおりです。

（単位：億円）

	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 予算
財政投融资	1,016	1,098	1,298	3,949
うち財政融資資金借入金	1,016	1,098	1,298	2,999
うち政府保証債	—	—	—	950
政府一般会計からの出資金	1,591	1,495	1,273	1,044
回収金等によるその他自己資金等	4,232	4,552	4,880	3,917
合 計	6,839	7,145	7,451	8,910

4. 関係会社の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等により当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書 111～119 ページをご参照下さい。

なお、旧 JBIC については、旧国際協力銀行法施行規則（平成 11 年大蔵省令第 43 号）第 2 条第 5 号に規定する子会社・関連会社を有しておりませんでした。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすることが含まれます（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ）。なお、新規出資は特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、平成 14 年度以降は平成 13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限ることとされておりますが、海外投融資再開については、平成 22 年 6 月 18 日の「新成長戦略」にて「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る。」と閣議決定されており、関係省庁及び JICA において検討中です。

(2) 【参考】出資先については、以下の通りです。

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	出資比率 (%)	相手国
ミナスジェライス製鉄合弁事業	日本ウジミナス(株)	ミナス・ジェライス州における製鉄事業(年産約480万t)	昭和42年4月	30,091百万円	10.0	ブラジル
ブラジル紙パルプ資源開発合弁事業	日伯紙パルプ資源開発(株)	ブラジルのミナス・ジェライス州における造林及びパルプ製造(年産約120万t)。	昭和49年10月	61,788百万円	16.3	ブラジル
アサハン水力発電アルミニウム製錬合弁事業	日本アサハンアルミニウム(株)	北スマトラにおけるアサハ川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬(年産約22万5千t)	昭和50年12月	99,985百万円	50.0	インドネシア
シンガポールエチレン等製造合弁事業	日本シンガポール石油化学(株)	メルバウ島におけるエチレン等石油化学製品の製造(エチレン年産約100万t等)	昭和52年8月	23,877百万円	20.0	シンガポール
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミナ生産(年産約440万t)及びアルミ製錬(年産約45万t)	昭和53年8月	57,350百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール(株)	アルジュバール工業地帯におけるメタノールの製造(年産約470万t)	昭和59年12月	2,310百万円	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学(株)	アルジュバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造(ポリエチレン年産約75万t、エチレングリコール年産約135万t)	昭和56年6月	56,800百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュKAFCO肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資(株)	チッタゴン市における尿素(年産約60万t)及びアンモニア(年産約50万t)の製造	平成2年7月	5,024百万円	46.4	バングラデシュ
メキシコ向け環境基金事業	メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの	平成5年9月	24,865千ドル	28.6	メキシコ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ(株)	南スマトラ・ピリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間約45万tのパルプを生産する	平成7年4月	13,351百万円	42.7	インドネシア
地方企業育成基金事業	地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC、ADBなどと合同で信託基金を設立し、投資を行うもの	平成8年4月	671,000千ルピー	22.7	インド
炭素基金事業(世銀/炭素基金)	世銀/炭素基金	世界銀行が地球温暖化防止、発展途上国・移行経済国の持続的開発促進のため企画した信託基金。本ファンド資金は、CO2等温室効果ガス削減効果のある開発事業実施のために利用され、そこで得られた排出権を出資者に還元。	平成12年6月	58,563千ドル	5.6	—
タイ中小・中堅企業再建・育成ファンド事業	タイリカバリーファンド	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成を促進しようとするもの	平成13年7月	3,322千ドル	25.0	タイ
国際連合大学私費留学生育英資金貸与事業	国際連合大学信託基金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの	平成15年8月	151百万円	100.0	日本

5. 職員の状況

	平成 20 年度末	平成 21 年度末
常勤職員数（定員ベース）	1,664 名	1,664 名

第2 事業の状況

1. 平成21年度の事業概要

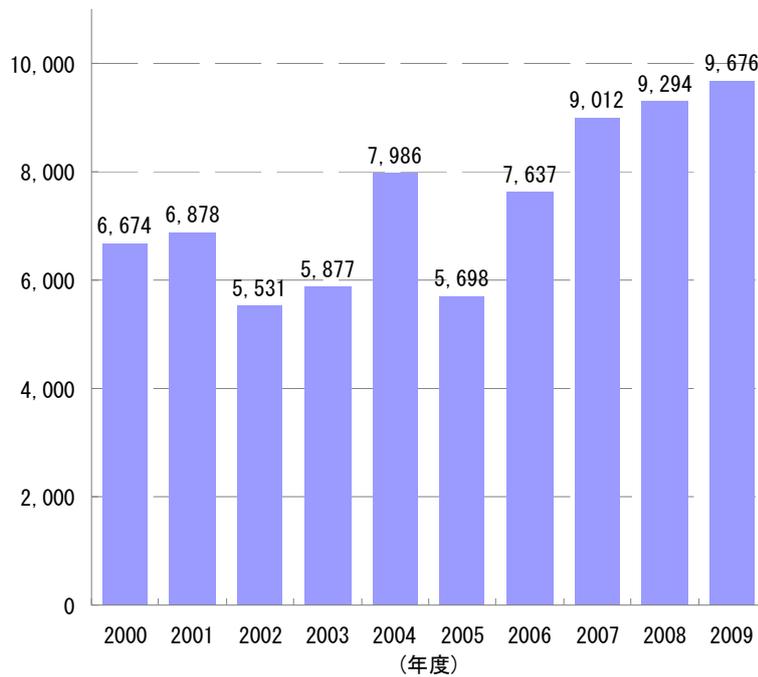
① 総括

平成21年度の当機構事業実績として、円借款については、借款契約(Loan Agreement, L/A) 調印ベースで計62件、合計9,676億円の新規案件が承諾され、前年度比金額ベースで4.1%の増加となりました。

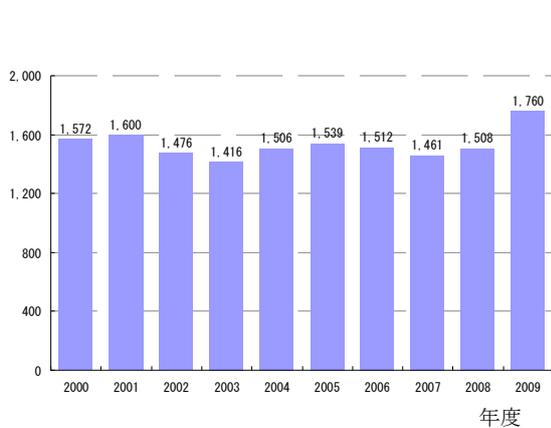
技術協力の経費実績は1,760億円で、前年度比16.7%の増加となっています。

また、無償資金協力については、贈与契約(Grant Agreement, G/A) 締結ベースで計217件、合計1,020億円の新規案件が承諾されました。

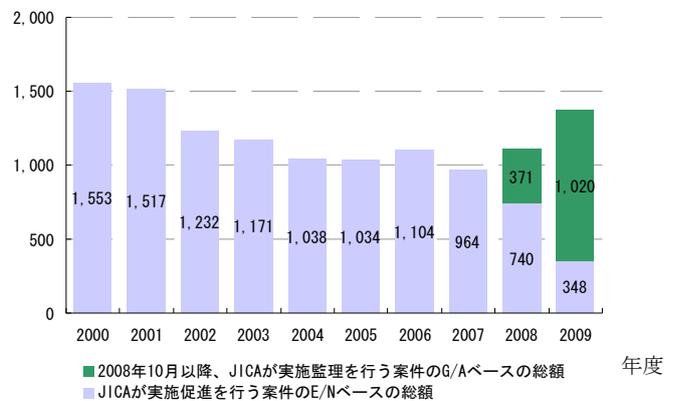
円借款承諾額の推移 (単位：億円)



技術協力経費実績の推移 (単位：億円)



無償資金協力業務の事業規模の推移 (単位：億円)

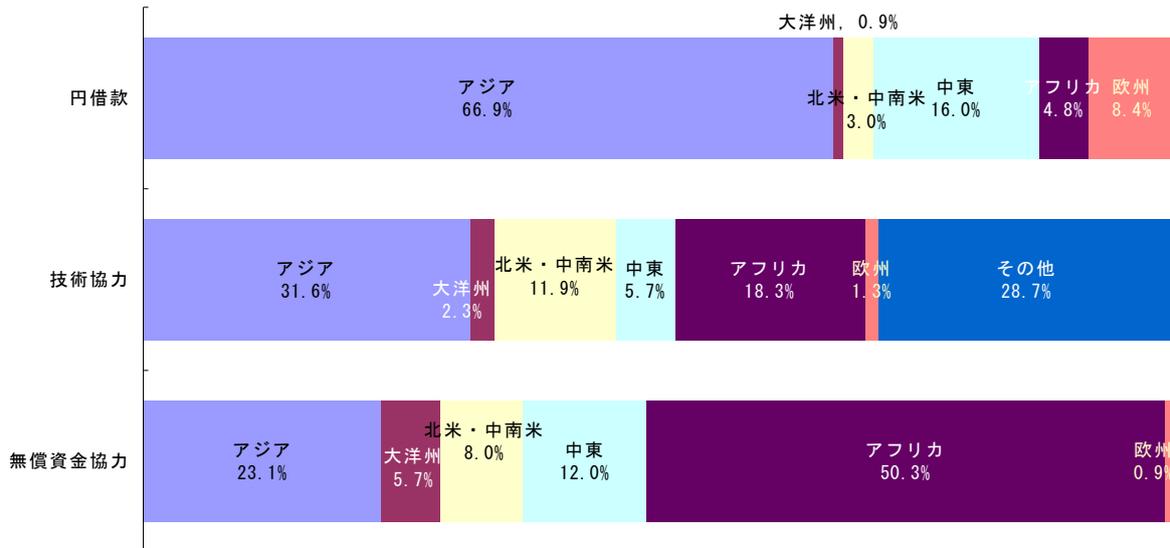


② 地域別の実績構成比

平成 21 年度に当機構が新規借款契約を調印した円借款について、その経費実績を地域別に見ると、アジア地域が 66.9%、中東地域が 16.0%、欧州地域が 8.4%の順で割合が大きくなっています。

また、平成 21 年度に実施した技術協力及び、新規贈与契約を締結した無償資金協力の地域別実績は下表の通りです。技術協力ではアジアが 31.6%、そして、無償資金協力ではアフリカが 50.3%と、最も高い割合を占めていることがわかります。

平成 21 年度の地域別実績構成比



※円借款：新規借款契約調印ベース。

技術協力：経費実績ベース。ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む。

無償資金協力：JICA が実施監理を行う案件 1,020 億円（新規贈与契約締結ベース）の内訳。

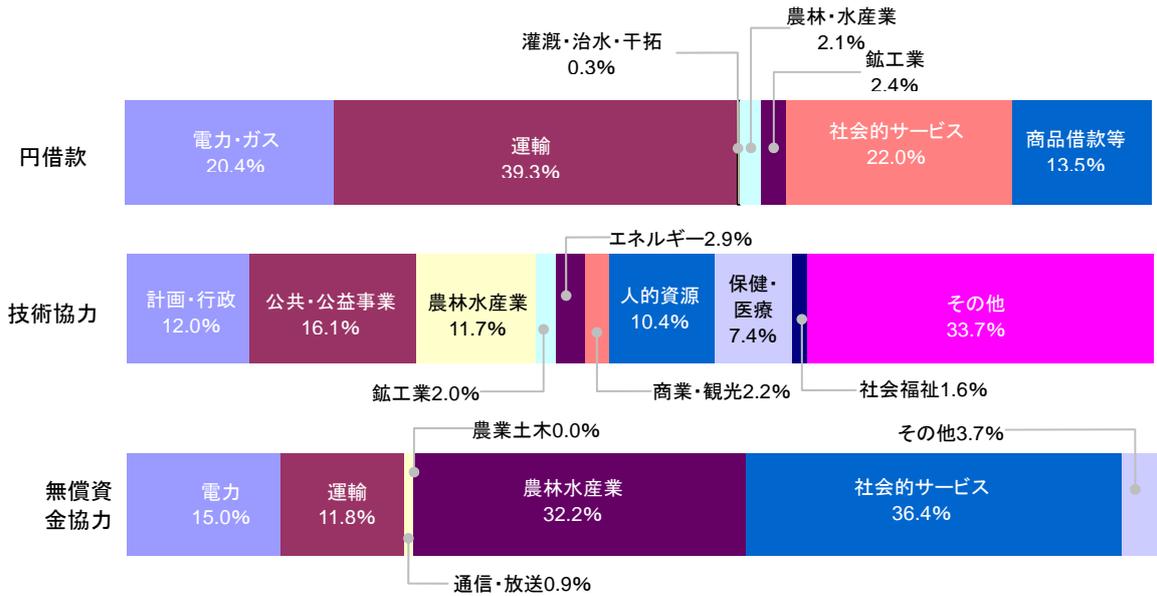
③ 分野別の実績構成比

平成 21 年度に当機構が実施した円借款について、その実績を分野別に見ると、鉄道・道路・港湾など運輸分野への協力案件が多く、次いで上下水道等社会的サービスにかかる協力の割合が高くなっています。

技術協力については、公共・公益事業、計画・行政、農林水産業、人的資源、保健・医療の順になっています。

無償資金協力については、水資源開発、教育、保健・医療、社会基盤整備、環境といった社会的サービス、次いで農林水産業、電力分野への協力の割合が高くなっています。

平成 21 年度の分野別実績構成比

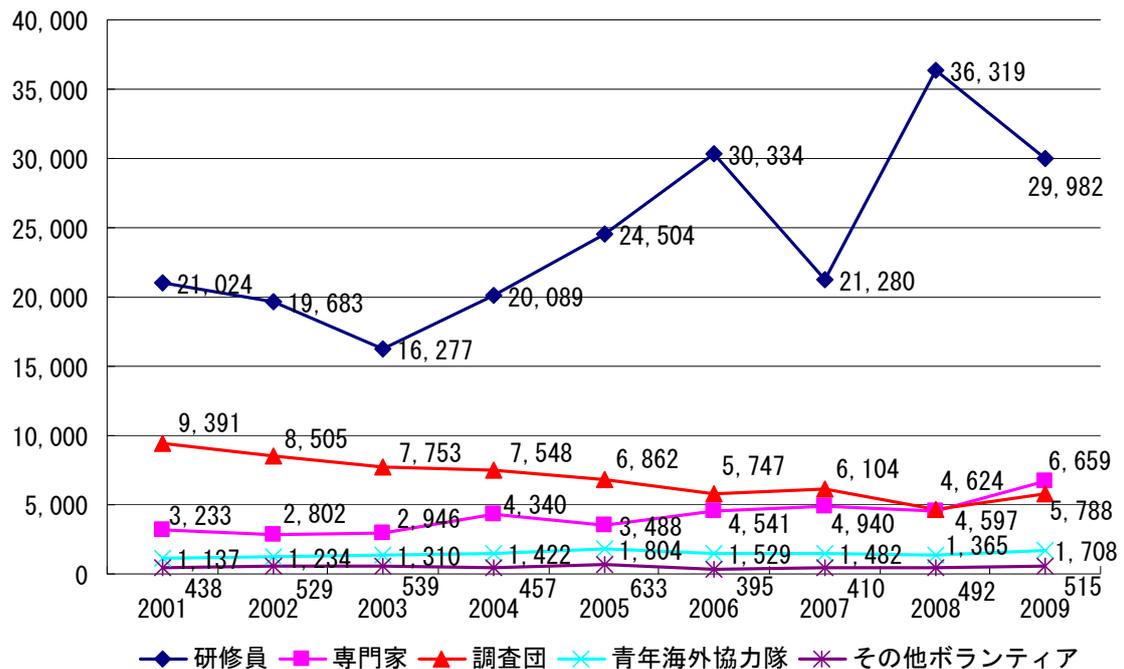


※円借款：新規借款契約調印ベース。
 技術協力：経費実績ベース。ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む。
 無償資金協力：JICA が実施監理を行う案件 1,020 億円（新規贈与契約締結ベース）の内訳。

④ 形態別の人数実績と推移

平成 21 年度の当機構の事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入（新規）が 2 万 9,982 人、専門家派遣（新規）が 6,659 人、調査団派遣（新規）が 5,788 人、青年海外協力隊派遣（新規）が 1,708 人、その他ボランティア派遣（新規）が 515 人でした。

形態別の人数実績の推移(単位：人)



2. 対処すべき課題

(1) 当機構のビジョン・使命・戦略・活動指針

平成20年10月の再編後、当機構では、それまで別々の機関が実施していた技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に担うことになり、開発途上国の人々のニーズにより応じた質の高い国際協力を実現することが求められています。

当機構は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) というビジョンを掲げ取り組みます。そしてこのビジョンの実現に向けて、4つの戦略によって、4つの使命を果たしていきます。また、それらを遂行する上での活動指針を定めました。

■ビジョン：すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発

■4つの使命

使命1：グローバル化に伴う課題への対応

グローバル化の進展は、経済発展を促し、人々に新たな機会をもたらすというプラスの側面がある一方、富の偏在化や国境を越えた気候変動、感染症、テロ、経済危機の拡大といったマイナスの側面があります。それらは、世界の資源に依存する日本を含む国際社会の安定と繁栄を脅かし、開発途上国ではより深刻な脅威となっています。当機構は、グローバル化に伴って途上国が直面する多様な課題の解決に、日本の経験や技術も活用しながら、国際社会と連携して総合的に取り組みます。

使命2：公正な成長と貧困削減

開発途上国の貧困層は、経済危機や紛争、災害などの影響に脆弱で、貧困が悪化するリスクにさらされています。また、貧富の格差の拡大は、社会の不安定要因になっています。人々が貧困から抜け出し、健康で文化的な生活を営めるようになることは途上国の発展のみならず、国際社会の安定にも不可欠です。貧困削減のためには、貧困層に配慮した公正な成長を通じた雇用機会の拡大や教育・保健などの公共サービスの強化が必要です。当機構は、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減を図ります。

使命3：ガバナンスの改善

国家のガバナンスとは、その資源を効率的かつ国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できるような社会のあり方を意味し、その改善は途上国の安定的な発展に重要です。しかし途上国では法・司法制度や行政機構が脆弱（ぜいじゃく）なため、限定的な住民参加や不十分な行政サービスの提供などの問題を抱えています。当機構は、国としての基本的な制度の改善と、人々のニーズに基づいて公共サービスを効果的に提供する制度の改善、それらの制度を適切に運用するための組織づくり・人材育成を支援します。

使命4：人間の安全保障の実現

グローバル化の進展によって、国境を越えたさまざまな脅威が増大し、途上国の多くの人が内戦、災害、貧困といった人道上の脅威にさらされています。「人間の安全保障」とは、ひとり一人の人間を中心に据えて、紛争、テロ、災害、環境破壊、感染症などの「恐怖」や、貧困、社会サービス・基礎インフラの欠如といった「欠乏」の脅威から保護し、自ら対処する能力を強化することで、尊厳ある生命を全うできる社会づくりを目指す考え方で、当機構は、社会的に弱い立場にある人々をさまざまな脅威から保護するために、社会・組織の能力強化と、人々自身の脅威に対処する力の向上を支援します。

■4つの戦略

戦略1：包括的な支援

当機構は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という3つの援助手法を一体的に運用して、途上国の政策・制度の改善、人材育成と能力開発、インフラ整備を、有機的に組み合わせた総合的な支援を行います。また、複数の国にまたがる地域横断的な課題や、複数の分野にまたがる課題に、多様な援助手法と拡大した事業規模を生かして取り組みます。こうした包括的な支援を通じて、質と規模の両面で、より開発効果の高い国際協力を追求します。

戦略2：連続的な支援

当機構は、多様な援助手法を組み合わせ、武力紛争や災害の予防から、発生後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、そして中長期的な開発支援まで、継ぎ目のない連続的な支援を展開します。

また、開発途上国には、貧困層が多数を占める最貧国から、成長の軌道に乗りつつも格差拡大に悩む中進国まで、発展段階の異なる国があります。当機構は各国の発展段階に合わせた適切な支援を行うとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう長期的な視点で連続した支援を展開します。

戦略3：開発パートナーシップの推進

当機構は開発途上国の最良のパートナーとなることを目指し、「現場」を重視して変化するニーズを的確に把握し、「成果」を重視して迅速かつ効果的に相手国の自助努力を後押しします。また、地方自治体、大学、NGO、民間企業などとの連携や、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアなどへの参加を促進します。さらに、国際協力のプレーヤーが増加し、途上国への支援が多様化している国際社会において、長年にわたる経験を持つ世界最大規模の援助機関としての責任を果たすべく、国際機関やほかの援助機関との連携を推進し、開発協力の枠組みづくりを主導します。

戦略4：研究機能と対外発信の強化

開発途上国の開発課題をめぐる国際潮流は、グローバル化の進展や国際協力の新たなアクターの台頭などの状況の中で、大きく変化しています。当機構は「JICA 研究所」を設立し、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、日本のみならず世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべく、研究機能と発信力を強化します。また、地域担当部や課題担当部でも援助実務を踏まえた調査・研究を積極的に展開します。

■活動指針

1) 統合効果の発揮

多様な援助手法を有機的に組み合わせることにより、「援助の迅速な実施 (Speed-up)」「援助効果の拡大 (Scale-up)」「援助の普及・展開 (Spread-out)」という統合効果を発揮します。

2) 現場主義を通じて複雑・困難な課題に機動的に対応

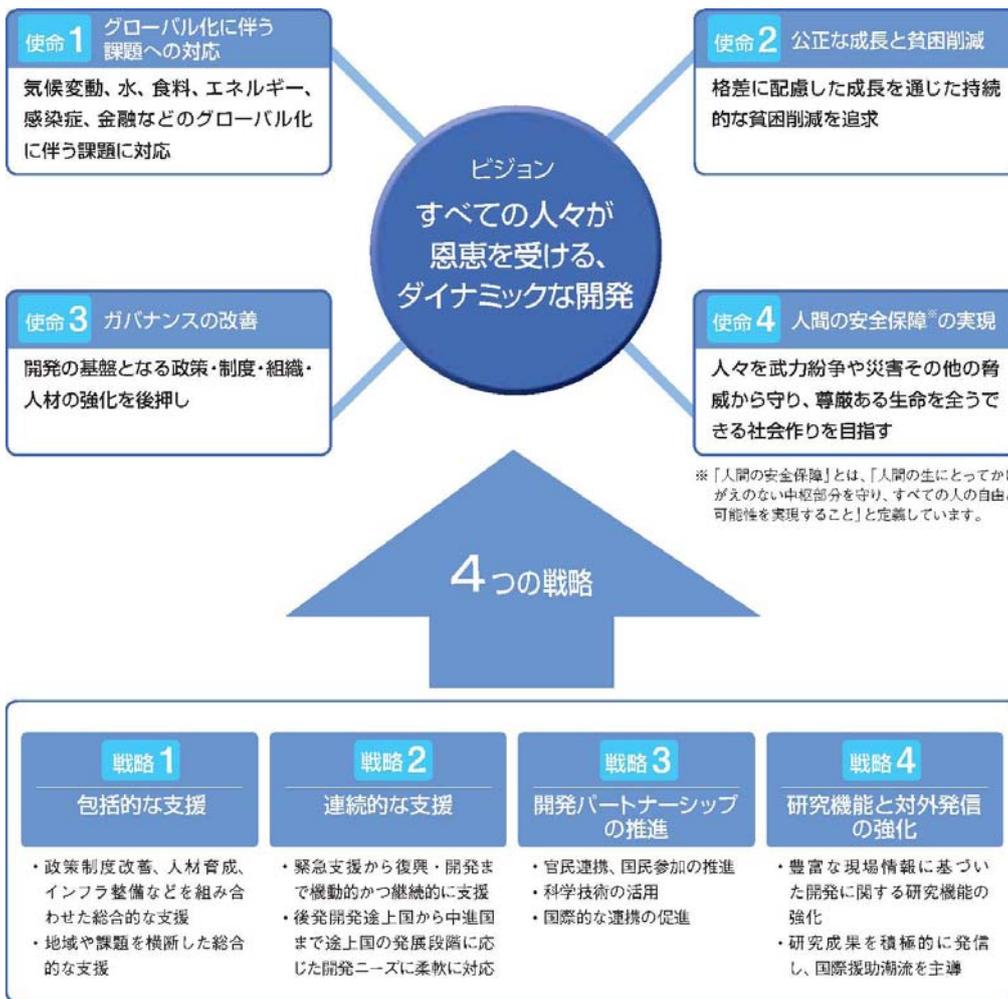
開発途上国の人々の目線でニーズを的確に把握し、現場中心の事業展開を図ることによって、複雑・困難な開発課題に機動的に対応します。

3) 専門性の涵養と発揮

国際協力の専門集団として、現場から得られた経験や知見を生かした専門性と発信力を発揮して、多様な開発課題に迅速かつ的確に対応します。

4) 効率的かつ透明性の高い業務運営

効率的で透明性の高い業務の運営と評価を通じて、不断の自己革新と合理化に取り組み、説明責任を果たします。



(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法を一元的に担う総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関として、官邸に設置されている海外経済協力会議及び外務省を中心として企画・立案される ODA を機動的かつ迅速に実施するよう努め、日本政府が掲げている ODA に関する国際公約の達成に向けて取り組んでいきます。

【参考】日本の ODA に関する主な国際公約（2008 年 4 月以降）

表明年月	国際公約	支援表明額	対象年
2008 年 5 月	【第 4 回アフリカ開発会議（TICAD IV）】 アフリカ向け ODA を 5 年で倍増させ（ネット）、円借款を 5 年間累計で 40 億ドルをコミット	40 億ドル （円借款のみ）	2008～2012
2009 年 4 月	【G20 ロンドン・サミット】 アジア諸国の金融危機対策として、ODA 最大 2 兆円（200 億ドル）の供与を約束（緊急財政支援円借款 3,000 億円（約 30 億ドル）等を含む）	最大 2 兆円 規模	2009～2011
2009 年 4 月	【パキスタン支援（パキスタン支援国会合（東京））】 パキスタンの IMF プログラムの着実な実施を前提に今後 2 年間で最大 10 億ドルの支援	10 億ドル	2009～2011
2009 年 11 月	【アフガニスタン支援】 早急に必要とされる約 800 億円の支援を行うと共に、これまでに約束した総額約 20 億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009 年から概ね 5 年間で、最大約 50 億ドル程度までの規模の支援（アフガニスタンの治安能力の向上、再統合・和解への支援、持続的・自立的発展のための民生支援）	最大約 50 億 ドル	2009～2014
2009 年 11 月	【日本・メコン地域諸国首脳会談】 メコン地域諸国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）全体に対して今後 3 年間で合計 5,000 億円以上の ODA による支援を実施 ・ハード及びソフトの両面での総合的なインフラ整備、官民の協力・連携強化 ・環境・気候変動、脆弱性克服といった分野での協力の促進 ・域内格差の是正	5,000 億円	2009～2012
2009 年 12 月	【気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）】 温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012 年末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル）、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル）の支援を実施していくことを決定（途上国支援に関する「鳩山イニシアチブ」）	ODA 含め 1 兆 3,000 億 円	2009～2012

また、平成 22 年 6 月 18 日には、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略、アジア経済戦略、科学・技術・情報通信立国戦略、雇用・人材戦略等「7 つの戦略分野の基本方針と目標とする成果」を含む「新成長戦略」が閣議決定されました。その中にはパッケージ

ジ型インフラ海外展開に関し、当機構有償資金協力業務のうち、民間企業向けの投融資業務である「海外投融資」の再開に係る言及も含まれています。

各戦略のうち、特にアジア経済戦略では、①環境分野や製品安全問題等に係る日本の規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化、②環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させる。新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む、③アジアにおけるこれら分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていくことが謳われており、アジアを重要な支援対象として事業を実施している当機構が、新成長戦略の実現において果たすべき役割は大きいと認識しています。

また、平成22年2月より、岡田外務大臣の指示の下、政府開発援助（ODA）のあり方に関する検討が、外務省内に設けられたタスクフォースを中心に、国際協力の理念・基本方針、援助の効果的・効率的実施、多様な関係者との連携、国民の理解・支持の促進、JICAという5つの論点を中心に行われ、「開かれた国益の増進—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—」として平成22年6月に公表されました。有償資金協力については、「6. 戦略的・効果的な援助の実施」において、「外貨建て借款の検討」「中進国向け円借款の対象分野の拡大」「パッケージ・インフラ支援への取組」「ODA卒業移行国向け円借款の導入」「円借款プロセスの迅速化」を図るとされています。当機構については、「10. 企画立案機能と実施体制（JICA）の強化」において「外務省（政策）とJICA（実施）の役割分担の徹底」、「事業構想力を強化」、「案件形成・実施能力向上のため機動力のある実施体制を整備」、「国民の理解と支持を得られる強靱で開かれたJICAへの刷新」を図るとされており、今後、日本政府とも協議しつつ、この内容に基づいた取り組みを実施していく予定です。

(3) 独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 7 月、政府の「経済財政改革の基本方針 2007」において、101 の全独立行政法人について抜本的な見直しを行い、年内に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することが決定されました。

当機構に関しては、同年 9 月から 11 月にかけて、行政減量・効率化有識者会議、官民競争入札等監理委員会、経済財政諮問会議に設置された独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループによるヒアリングが行われ、市場化テスト（民間競争）の導入や保有資産の処分、統合に際しての組織面、業務面での一体化などについて議論がなされ、これら各種会議における議論、指摘を踏まえ、同年 12 月 24 日に、横断的な見直し事項及び当機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。同計画の決定を受け、当機構は、機構にかかる個別の見直し事項については、平成 19 年 4 月 1 日から 5 年間（～平成 24 年 3 月 31 日）の第 2 期中期計画の下でそれぞれ具体的に取り組むものとして整理しました。また、横断的な見直し事項についても、中期計画の達成に向けた取組の一環として着実に実行し、その結果については毎事業年度の業務実績の報告に含めることにしています。

なお、平成 21 年 12 月 25 日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」 「3. 関連事項 (1)」では、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。（中略）なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。」とされており、当機構は引き続き同計画で定められた事項を実行していくこととしています。

【独立行政法人整理合理化計画：国際協力機構にかかる見直し事項】

国際協力機構	事務及び事業の見直し
	<p>【海外移住に対する援助、指導等業務】</p> <p>○海外移住資料館の管理・運營業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成 21 年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成 20 年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成 21 年度から民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等】</p> <p>○東京国際センター八王子別館については、平成 19 年度中に処分についての結論を出す。</p> <p>○海外の 19 事務所について、平成 20 年 10 月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <p>○ボリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成 22 年 3 月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。</p> <p>○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p>
	効率化・自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。</p>

	<p>【自己収入の増加】 ○他機関が招へいした研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】 ○平成 23 年度末までに、保養所を売却する。 ○平成 23 年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>
--	--

(4) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(5) 環境ガイドライン

当機構においては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を制定・公表し、事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促しています。

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日の統合に伴い、旧 JBIC 及び JICA が各々制定していたガイドラインを統合し、平成 22 年 4 月 1 日付で新たに「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「新環境社会配慮ガイドライン」という。）として公布しました。また、異議申立手続要綱についても同時に制定しました。新環境社会配慮ガイドラインは平成 22 年 7 月 1 日より施行され、同日以降に要請を受領した案件に適用されています。

新環境社会配慮ガイドラインにおける主な改善点として、①有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトに共通の手続きを設定、②情報公開の拡充、③住民移転や先住民族をはじめとした環境社会配慮要件の強化、④外部の専門家（環境社会配慮助言委員会）の関与拡大、が挙げられます。これらの改善により、新 JICA の業務に対応した環境社会配慮の実施が可能となると共に、透明性と説明責任をより一層高めています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成22年9月1日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化等により債権の回収が不可能又は困難になり損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力では本質的なものです。有償資金協力が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大宗を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク（外国政府等与信に伴うリスク）の占める割合が大きいことが特徴となっています。

当機構では公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

また、当機構の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

(i) 信用格付

当機構では、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付は当機構のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の金融検査マニュアルに沿って資産自己査定を行うこととしていますが、当機構においても金融検査マニュアルを参照し、当機構の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう監査法人と協議しながら資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、及び監査部門による監査という体制をとっています。資産自己査定の結果については、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当機構の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

(iii) 信用リスク計量化

当機構では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大宗という民間金融機関には例を見ない当機構のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当機構独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。

なお、有償資金協力においては外貨貸付金残高はなく、為替変動リスクは存在しません。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは当機構の信用力の低下による資金調達力の低下、資産・負債の期間不一致による資金ギャップの発生により、資金繰りが困難となる資金繰りリスク及び市場混乱等により市場において適正な価格での取引が困難となり損失を被る市場流動性リスクです。

(資金繰りリスク)

当機構は預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券が中心であり償還期日・償還額がほぼ確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

(市場流動性リスク)

市場の混乱等により、当機構の資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構においてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正等により発生するものとしています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。また、その他のリスクの顕在化の抑制のために、コンプライアンスの推進に努め、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めています。

② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、独立行政法人通則法、JICA法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

平成22年5月21日、不要財産の国庫返納を義務付ける独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が国会で可決成立し、同年5月28日に公布されています。このため、当機構の財産が、不要財産に該当すると判断された場合には、当該財産の国庫返納が求められる可能性があります。

また、平成21年12月25日、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」が閣議決定され、「すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民視点で、実態を十分に把

握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。(中略) 独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する」ことが決定されました。その一環として、平成21年11月、平成22年4月の2回、当機構の予算・事業は行政刷新会議事業仕分けの対象となり、当機構が行う事業自体の重要性は認められつつも、経費節減などの効率化が求められました(結果は下表参照)。これら結果のフォローアップも含め、当機構は、今後実施される事業仕分けの対象となる可能性があります。また、同閣議決定によれば、「事業仕分けを通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる」とされており、当機構も、独立行政法人という制度の変更も含めて、何らかの措置が取られる可能性があります。

行政刷新会議「事業仕分け」評決結果 平成21年11月24日(火)

項目名	WG 結論	備考
(独)国際協力機構運営費交付金(国内施設の運営費)	見直しを行う	施設の統廃合等
(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力、研修、調査研究、政策増大等の経費)	(1)調査研究の経費(JICA研究所を含む)	予算要求の縮減(30%削減)
	(2)技術協力、研修、政策増大等の経費	見直しを行う ・研修員受入れ、青年海外協力隊経費の削減 ・政策増経費のゼロベースでの見直し
(独)国際協力機構運営費交付金(人件費、旅費、事務費、業務委託費等)	見直しを行う	給料・旅費の更なる引き下げ。広報予算の見直し。関連公益法人等向け支出の透明性・競争性確保。
無償資金協力援助(ハコモノ無償)	予算要求の縮減(1/3程度の縮減)	
無償資金協力援助(各協力案件の選定方法)	見直しを行う	選定過程の透明化等

(出典：内閣府行政刷新会議ホームページ)

行政刷新会議「事業仕分け第2弾」評価結果一覧 平成22年4月23日(金)

事業名	WG 結論
(前回仕分け結果のフォローアップ) (1)国内施設の運営費 (2)調査研究の経費(JICA研究所を含む) (3)技術協力・研修・政策増大等の経費 (4)人件費・旅費・事務費・業務委託費等	事業規模の縮減(見直しは不十分)
有償資金協力	審査機能の強化
取引契約関係	事業規模の縮減。密接な関係にあると考えられる法人と契約する際にはしっかりした情報公開の義務付けを前提とする。
職員宿舎	事業規模の縮減(事業の廃止を含めた検討)

(出典：内閣府行政刷新会議ホームページ)

また、平成22年6月14日、無償資金協力及び技術協力の一部を対象として、外務省にて行政事業レビューが実施されました(結果は下表参照)。今後、当機構ではこの結果も踏まえ、日本政府とも協議をしつつ、業務の改善を図っていく予定です。

事業名	取り纏め結果及びコメント
平和構築・テロ対策（無償資金協力）	<p>取り纏め結果：抜本的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタントのあり方について、効率化をはかり、引き続きコスト削減に向けて努力する。 ・ 日本のコンサルタントが必ずしも必要ではないと考えられるケースについては、積極的に現地業者を活用していく。 ・ 調達代理機関を利用する際には、競争性を確保しつつ、調達代理機関の財務状況も見つつ、手数料抑制の可能性を探求したい。 ・ 日本の民間資金も呼び込んだ形で ODA を実施できるような努力を継続していきたい。
ミレニアム開発目標（MDGs）の達成・人間の安全保障（無償資金協力）	
環境・気候変動分野における途上国支援（無償資金協力）	
平和構築・テロ対策（技術協力）	<p>取り纏め結果：抜本的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタントを含む民間業者との契約については、競争性を向上させる等して、価格の適正化に努める。 ・ (財)日本国際協力センター（JICE）との関係については、先般の事業仕分けのフォローアップの中で見直していく。 ・ 専門家の手当については、国民の理解が得られる内容・水準とするよう検討する。専門家の評価についても客観性を高め説明責任を果たしていくとともに、国民の声を募集する等して第三者の声を入れていきたい。 ・ 技術協力を国民の目に見えるようにするとともに、第三者による評価結果についてもより国民に分かりやすく示していく。 <p><ODA 全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ODA 全体について、徹底した中間コストの見直し、さらなる節減を進めていく。
ミレニアム開発目標（MDGs）の達成・人間の安全保障（技術協力）	
環境・気候変動分野における途上国支援（技術協力）	

(出典：外務省ホームページ)

(3) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社日本政策金融公庫が承継した旧国際協力銀行債券の残高は以下のとおりです。(平成 22 年 3 月 31 日時点)

財投機関債	1,050,000,000,000 円
政府保証外債（ユーロドル債）	3,900,000,000.00 ドル
（グローバルドル債）	3,500,000,000.00 ドル
（ユーロユーロ債）	1,250,000,000.00 ユーロ
（タイバーツ債）	3,000,000,000.00 バーツ

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 平成 21 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

(1) 概観

平成 22 年 3 月期の当期純利益は、1,887 億円となりました。平成 22 年 3 月末の資産合計は 11 兆 1,330 億円（前年度末比 958 億円増）、負債合計は 2 兆 8,357 億円（同 2,202 億円減）、純資産合計は 8 兆 2,973 億円（同 3,160 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	平成 20 年度 (注)	平成 21 年度
経常収益		
貸付金利息	1,101	2,145
貸倒引当金戻入	29	164
政府交付金収入	68	70
その他	104	288
経常収益合計	1,301	2,667
経常費用		
借入金利息	259	469
債券利息	2	14
貸倒引当金繰入	5	-
その他	106	296
経常費用合計	372	779
臨時損益	0	▲1
当期総利益	930	1,887

(注)：有償資金協力勘定の平成 20 年度の会計期間は、新 JICA 発足後の平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間となっております。

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

	平成 20 年 度末	平成 21 年 度末
貸付金	109,227	110,543
貸倒引当金	△1,385	△1,314
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	533	246
貸倒引当金	△339	△246
投資有価証券・関係会社株式	1,346	1,187
資産合計	110,372	111,330
財政融資資金借入金	30,034	27,302
債券	300	800
負債合計	30,559	28,357
政府出資金	73,909	75,182
準備金	4,976	5,906
当期末処分利益	930	1,887
純資産合計	79,813	82,973

(4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注1）

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

	単位：百万円	
	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
破綻先債権	-	-
延滞債権	53,325	24,557
3ヶ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	582,764	604,185
合計 (1)	636,089	628,743
貸付金残高合計 (2)	10,976,040	11,078,869
(1) / (2)	5.80%	5.68%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

（i）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

（ii）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

（iii）要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3カ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注3）

（iv）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	53,325 (0.48)	24,557 (0.22)
	要管理債権	582,764 (5.28)	604,185 (5.43)
	小計	636,089 (5.77)	628,743 (5.65)
	正常債権	10,394,568 (94.23)	10,502,813 (94.35)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	33,872	24,557
	要管理債権	83,141	79,705
	小計	117,013	104,262
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	55,311	51,710
	特定海外債権引当金	-	-
	合計	172,324	155,972
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	33,872 (63.52)	24,557 (100.00)
	要管理債権	83,141 (14.27)	79,705 (13.19)
	小計	117,013 (18.40)	104,262 (16.58)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年度末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は48,322百万円となっております（平成21年度末時点における同残高はなし）。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、(1) 期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、(2) 期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、(3) 期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成22年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,162,730百万円となっております。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、604,185百万円（うち繰り延べ対象元本残高は522,754百万円）となっております。

4-2. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度法定財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫（旧国際協力銀行）は、平成 20 年 12 月 26 日、平成 20 年度財務諸表（自平成 20 年 4 月 1 日～至平成 20 年 9 月 30 日）を官報に公告致しました。海外経済協力勘定の概要については以下のとおりとなっています。当該財務諸表は旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）」に基づいて作成されたものです。

(1) 概観

平成 20 年 9 月期の当年度利益金は、98 億円（前年同期比 890 億円減）となりました。

平成 20 年 9 月末の総資産は 11 兆 821 億円（前年度末比 1,169 億円減）、負債計は 3 兆 1,277 億円（同 1,929 億円減）、純資産計は 7 兆 9,544 億円（同 760 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

(単位:億円)

		平成 19 年度 上期 ①	平成 19 年度 下期	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②-①	
収	貸付金利息	1,170	1,149	1,123	△47	
	受取配当金	53	97	43	△10	
	一般会計より受入	100	100	68	△33	
	預け金利息	2	1	1	△0	
	受入雑利息	0	0	0	△0	
	受入手数料	2	4	2	△0	
	外国為替益	0	-	-	△0	
益	出資金処分益	143	-	-	△143	
	その他	2	0	3	1	
	計	1,473	1,352	1,240	△233	
損	借入金利息	327	356	289	△38	
	事務費	48	53	60	12	
	動産不動産減価償却費	2	2	2	△0	
	支払手数料	10	32	17	7	
	外国為替損	0	1	0	0	
	失	貸付金償却	100	77	771	670
		その他	0	0	1	1
	計	488	520	1,139	652	
貸倒等引当金洗替前利益金		985	832	101	△884	
貸倒等引当金戻入額		3,941	3,937	3,934	△6	
貸倒等引当金繰入額		※1 3,937	※2 3,934	※3 3,937	△0	
貸倒等引当金洗替後利益金		989	835	98	△890	

- ※1 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,634
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 291
- ※2 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,633
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 289
- ※3 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,633
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 292

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

		平成19年度 上期	平成19年度 下期①	平成20年 9月期②	増△減 ②-①
資 産	貸付金	112,976	113,871	112,684	△1,187
	円借款	112,940	113,837	112,652	△1,185
	海外投融資	36	34	32	△2
	出資金	1,352	1,346	1,348	2
	現金預け金	958	15	40	24
	未収収益	635	618	607	△10
	雑勘定	7	7	11	3
	動産不動産	67	67	68	1
	貸倒等引当金	△ 3,937	△ 3,934	△ 3,937	△3
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169
負 債 ・ 純 資 産	借入金	35,519	33,067	31,143	△ 1,924
	未払費用	176	136	133	△ 3
	雑勘定	3	3	1	△2
	(負債計)	35,698	33,206	31,277	△ 1,929
	資本金	72,315	73,906	74,568	662
	積立金	3,055	3,055	4,878	1,823
	利益金	989	1,823	98	△1,725
	(純資産計) (注1)	76,358	78,784	79,544	760
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169

(注1)「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(4) 財政状態

(単位：億円)

	平成19年度 上期	平成19年度 下期①	平成20年 9月期②	増△減 ②-①
総資産	112,056	111,990	110,821	△1,169
純資産合計(注1)	76,358	78,784	79,544	760
純資産合計/総資産(注1)	68.14%	70.35%	71.78%	1.43%

(注1)「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(5) 延滞債権（注）について

（注） 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額。
財務諸表「重要な会計方針等 5. その他財務諸表作成のための重要な事項」に記載。

（海外経済協力勘定）

（単位：億円）

	平成19年度 下期 ①	平成20年 9月期 ②	増△減 ②－①
延滞債権-①	3,353	3,294	△60
貸付金残高-②	113,871	112,684	△1,187
①／② (%)	2.94%	2.92%	△0.02%

（注） パリクラブにおいて返済繰延べ合意がなされていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で86億円です。また、我が国政府の決定により放棄されることが予定されていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で480億円です。

4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度民間財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行は、旧国際協力銀行の最終年度（平成20年9月期）の財務諸表（民間会計基準準拠）を作成し、平成20年12月26日付で公表致しました。なお、今回発表した財務諸表については、その客観性を確保するため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、自主的に新日本監査法人から監査証明を取得しています。

平成20年9月期財務諸表（民間会計基準準拠）に係る主要な指標は以下のとおりです。

（1）損益の状況

（単位：億円）

	平成20年9月期	平成19年9月中間期
業務粗利益	862	890
資金運用利益	876	895
役務取引等収益	△13	△5
その他業務利益	0	0
営業経費	57	△46
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	805	844
一般貸倒引当金繰入額	△319	-
臨時損益	△0	141
株式関係損益	-	140
貸出金償却等	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
その他の臨時損益	△0	0
経常利益	487	985
特別損益	67	184
交付金収入	68	100
貸倒引当金戻入益	-	84
その他の特別損益	△1	0
当期純利益	553	1,169

(2) 資産、負債及び純資産の状況

(単位：億円)

	平成 20 年 9 月期	平成 20 年 3 月期
資産の部合計	109,764	110,478
現金預け金	41	19
有価証券	1,036	1,037
貸出金	109,211	109,628
その他資産	585	589
支払承諾見返	-	-
貸倒引当金	△1,195	△876
負債の部合計	31,348	33,277
債券	-	-
借入金	31,143	33,067
その他負債	136	141
支払承諾	-	-
純資産の部合計	78,416	77,201
資本金	74,568	73,906
利益剰余金	3,849	3,295
評価・換算差額等	-	-

(3) 貸出金の状況

当機構は、旧JBIC時の平成12年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施しております。

当機構の特徴として途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構（旧JBICを含みます。）が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注1）

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権並びに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受けております。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

（単位：百万円）

	海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	76,876	73,367	73,367
3 カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	185,191	139,647	668,789
合計 ①	262,068	213,015	742,156
貸付金残高合計 ②	10,940,343	10,962,845	10,921,146
①／②（％）	2.40%	1.94%	6.80%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定結果を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要管理先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいいます。）です。（注3）

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
		平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
貸出金等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	76,876	73,367	73,367
	要管理債権	185,191	139,647	668,789
	小計	262,068	213,015	742,156
	正常債権	10,739,666	10,807,306	10,235,375
貸倒引当金	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	54,028	50,319	50,319
	要管理債権	14,901	10,253	44,200
	小計	68,930	60,572	94,520
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	33,967	27,036	24,972
	特定海外債権引当金	-	-	-
	合計	102,897	87,609	119,492
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
(保全額※) 保全率※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	54,028 (70.3)	50,319 (68.6)	50,319 (68.6)
	要管理債権	14,901 (8.1)	10,253 (7.3)	44,200 (6.6)
	小計	68,930 (26.3)	60,572 (28.4)	94,520 (12.7)

※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、海外経済協力勘定で72,484百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。旧JBICの外国政府等に対する債権のうち、平成20年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、海外経済協力勘定で1,228,583百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、海外経済協力勘定で668,789百万円(うち繰延べ対象元本残高は528,995百万円)となっています。

4-4. 財政投融資事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等の額や、投入された出資金による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を財政融資対象の機関が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額（割引現在価値額）を、一定の仮定を置いて試算しています。例えば、融資については、平成23年度以降新規融資を行わない、等の仮定を置いています。

政策コスト分析は、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融資の透明性を高めるとともに、事業実施主体が分析を通じて事業のあり方を見直す等の効果が期待されています。

なお、算出された政策コスト額は、既に投入された出資金等による機会費用などが含まれていますので、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担そのものを示すものではありません。

(2) 当機構の平成22年度政策コスト分析結果（平成22年7月28日公表）

政策コスト	分析期間
4,930億円	40年間

上記の数字は、平成20年度末時点の出融資残高11兆1,106億円に加え、平成21・22年度の出融資予定額（1兆8,170億円）に基づき出融資を実行した場合の全貸付金回収までの40年間を分析期間としています。

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成21年度は合計で3,610百万円の設備等支出を行いました。また、平成21年度中に処分した設備等の平成20年度末帳簿価額合計は2,818百万円となっております。

2. 主要な設備の状況（平成21年度末）

(単位：百万円)

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎宅等	東京都新宿区他	347,121.21 m ²	32,661	38,361	2,660	0	73,681

3. 設備の新設、除却等の計画

平成22年度において、当機構の主要な設備等への支出・除却計画はありません。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 17 年度末	—	88,508	—
平成 18 年度末	—	88,508	—
平成 19 年度末	△5,175	83,333	国庫納付に伴う減少
平成 20 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。
平成 21 年度末	127,300	7,601,489	

(注) 当機構は、平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府（一般会計）からの出資金として、88,508 百万円を受け入れております。

上記の表において、平成 17 年度末から平成 19 年度末の金額には旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額は含まれておりません。参考として、旧 JBIC の海外経済協力勘定の資本金の推移を記載します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 17 年度末	174,400	7,065,644	政府（一般会計）からの出資
平成 18 年度末	165,864	7,231,508	政府（一般会計）からの出資
平成 19 年度末	159,064	7,390,572	政府（一般会計）からの出資

2. 役員状況（平成22年9月1日現在）

【役員の定数】理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事3人以内

【役員の任期】理事長及び副理事長：4年、理事及び監事：2年

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	緒方 貞子	平成15年10月1日 (再任)	昭和51年 国際連合日本政府代表部公使 昭和55年 上智大学国際関係研究所教授 昭和57年 国連人権委員会政府代表 平成 3年 第8代 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長
副理事長	大島 賢三	平成19年10月1日	昭和42年 外務省入省 平成 9年 経済協力局長 平成15年 特命全権大使 オーストラリア国駐劔 平成16年 特命全権大使 国際連合日本政府代表部 常駐代表 平成19年 独立行政法人国際協力機構副理事長
理事	橋本 栄治	平成19年10月1日 (再任)	昭和49年 海外技術協力事業団入団 平成11年 国際協力事業団ケニア事務所長 平成13年 国際協力事業団アフリカ・中近東・欧州部長 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長室長 平成19年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	新井 泉	平成20年10月1日	昭和50年 海外経済協力基金採用 平成18年 アフリカ地域外事審議役 平成19年 開発金融研究所長 平成19年 国際協力銀行理事 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	恒川 恵市	平成20年10月1日	平成3年 東京大学教養学部教授 平成8年 東京大学大学院総合文化研究科教授 平成20年 政策研究大学院大学教授 平成20年 独立行政法人国際協力機構顧問 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	黒田 篤郎	平成21年8月1日	昭和57年 通商産業省入省 平成15年 日本貿易振興会バンコック・センター所長 平成18年 通商政策局国際経済課長 平成19年 通商政策局通商交渉官 平成21年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	高島 泉	平成21年8月1日	昭和54年 農林水産省入省 平成15年 生産局総務課長 平成17年 中国四国農政局次長 平成19年 独立行政法人水産総合研究センター理事 平成21年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	佐々木 弘世	平成22年1月1日	昭和51年 国際協力事業団入団 平成13年 国際協力事業団人事部人事課長 平成16年 独立行政法人国際協力機構経済開発部長 平成19年 独立行政法人国際協力機構人事部長 平成22年 独立行政法人国際協力機構理事

理事	粗 信仁	平成22年2月25日	昭和50年 平成13年 平成15年 平成19年 平成22年	林野庁入庁 外務省大臣官房参事官 独立行政法人国際協力機構総務部長 在シドニー日本国総領事館総領事 独立行政法人国際協力機構理事
理事	小寺 清	平成22年4月1日	昭和49年 平成16年 平成17年 平成18年 平成22年	大蔵省入省 財務省国際局次長 財務省副財務官 世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会 事務局長 独立行政法人国際協力機構理事
監事	金丸 守正	平成19年10月1日 (再任)	昭和48年 平成15年 平成16年 平成17年 平成19年	海外技術協力事業団入団 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研 修所長 独立行政法人国際協力機構アジア第一部長 独立行政法人国際協力機構人事部長 独立行政法人国際協力機構監事
監事	中澤 健	平成20年10月1日	昭和52年 平成16年 平成17年 平成19年 平成20年	大蔵省入省 理財局国有財産調整課長 預金保険機構検査部長 近畿財務局金融安定監理官 独立行政法人国際協力機構監事
監事	松尾 庄一	平成21年8月25日	昭和51年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年	警察庁採用 警察庁長官官房政策評価審議官 愛知県警察本部長 近畿管区警察局長 独立行政法人国際協力機構監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣（12 ページご参照）は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については「日本政府との関係について」（12 ページ）をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について外部有識者から構成される外務省独立行政法人評価委員会（以下「独法評価委員会」といいます。）の評価を受けています。これに先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については 12 ページご参照）期間中の業務実績を毎年、機構内部の業績評価委員会で審議し、業績評価報告書としてとりまとめ、独法評価委員会へ提出しています。なお、独法評価委員会は総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされています。また、独法評価委員会の評価結果及び通知内容は公表されています。

(3) 内部管理等の体制

(理事会の運営)

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

(監事監査)

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べることができます。

(内部監査について)

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

(コンプライアンス態勢について)

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部長により構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組みを通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

(役員報酬について)

当機構が平成 21 年度において役員に支払った報酬額は総額で 226, 191 千円です。

(4) リスク管理について

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、一般金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力におけるリスク管理を組織的に対処すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。また、統合的リスク管理及びカテゴリー別のリスク管理に関する重要事項の検討、審議を行うため、理事を委員長としたリスク管理委員会を設置しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書43～46ページをご参照ください。

第5 経理の状況

当機構は平成20年10月1日に旧JBICの海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継した為、下記「1-2. 平成20事業年度財務諸表」には、これら承継した業務の平成20年10月1日以降に関する計数が含まれております。参考迄に、旧JBICの財務諸表（下記「2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）」及び下記「3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）」も併せて記載します。

1. 当機構の財務諸表

当機構の財務諸表は、通則法第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第28条第1項に基づく財務諸表は、財産目録、貸借対照表、損益計算書ですが、同条第2項に基づき、附属明細書を、また独立行政法人会計基準第42にあわせ、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

（注）当機構は子会社を有していないことに鑑みて、連結財務諸表は作成しておりません。

1-1. 平成21事業年度財務諸表
〔独立監査人の監査報告書〕

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水 至 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕子 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉卓也 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、法人単位事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、法人単位事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この法人単位財務諸表、法人単位事業報告書（以下「法人単位財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、法人単位財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に法人単位財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が法人単位財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての法人単位財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、法人単位財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、法人単位財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 法人単位財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 法人単位事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水 至 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕子 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉卓也 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の一般勘定に係る勘定別財務諸表、すなわち、一般勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)及び勘定別附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並びに一般勘定に係る勘定別事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び一般勘定に係る勘定別決算報告書について監査を行った。なお、勘定別事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、一般勘定に係る勘定別事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この一般勘定に係る勘定別財務諸表、一般勘定に係る勘定別事業報告書及び一般勘定に係る勘定別決算報告書(以下「一般勘定に係る勘定別財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、一般勘定に係る勘定別財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に一般勘定に係る勘定別財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての一般勘定に係る勘定別財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 一般勘定に係る勘定別財務諸表(勘定別利益の処分に関する書類(案)並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の一般勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 一般勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 一般勘定に係る勘定別事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人国際協力機構の一般勘定の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 一般勘定に係る勘定別決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水 至 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕子 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉卓也 

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類及び勘定別附属明細書並びに業務報告書(会計に関する部分に限る。)及び勘定別決算報告書について監査を行った。なお、業務報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、業務報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類及び勘定別附属明細書並びに業務報告書及び勘定別決算報告書(以下「有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書及び勘定別附属明細書が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 有償資金協力勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 業務報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上